

令和4年度等級等ごとの職員の数公表について（令和4年4月1日現在）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初（令和4年4月1日現在）における等級等ごとの職員の数について公表します。

1 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳（左記の職務と同程度の職を含む。）		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事の職務 2 主事補の職務	26	10.5%	主事補	2	26	10.5%	主事級
				主事	22			
				主事（保健師）	1			
				主事（保育教諭）	1			
2級	1 主幹の職務	23	9.3%	主幹	14	23	9.3%	主幹級
				主幹（保健師）	3			
				主幹（教諭）	1			
				主幹（保育教諭）	1			
				副主査（再任用短時間）	4			
3級	1 主任の職務 2 高度の知識又は経験を有する主幹の職務	87	35.1%	主任	19	87	35.1%	主任級
				主任（保健師）	1			
				主任（保育教諭）	3			
				主幹	42			
				主幹（保健師）	5			
				主幹（保育教諭）	3			
				主幹（教諭）	4			
主査（再任用短時間）	10							
4級	1 係長の職務	54	21.7%	係長	51	54	21.7%	係長級
				係長（保育教諭）	2			
				係長（教諭）	1			
5級	1 課長補佐の職務	23	9.3%	課長補佐	18	23	9.3%	課長補佐級
				局長補佐	1			
				副園長	2			
				教頭	2			
6級	1 課長の職務 2 副参事の職務	27	10.9%	課長	17	27	10.9%	課長級
				副参事	7			
				局長	2			
				次長	1			
7級	1 部長の職務 2 参事の職務	8	3.2%	部長	5	8	3.2%	部長級
				会計管理者	1			
				参事	1			
				議会事務局長	1			
合計		248	100%		248	248	100%	

2 消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳（左記の職務）		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	1 消防士の職務	11	17.7%	消防士	11	11	17.7%	消防士級
2級	1 消防士長の職務 2 消防副士長の職務	8	12.9%	消防士長	4	8	12.9%	消防士長級
				消防副士長	4			
3級	1 主任の職務 2 消防司令補の職務	5	8.1%	主任	2	5	8.1%	主任級
				消防司令補	2			
				消防司令補 (再任用短時間)	1			
4級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を有する消防司令補の職務	21	33.9%	係長	16	21	33.9%	係長級
				主任	5			
5級	1 課長補佐、次席及び主査の職務	11	17.7%	課長補佐	3	11	17.7%	課長補佐級
				次席	2			
				主査	6			
6級	1 課長、署長及び副参事の職務	4	6.5%	課長	3	4	6.5%	課長級
				署長	1			
7級	1 消防長の職務 2 消防次長の職務	2	3.2%	消防長	1	2	3.2%	部長級
				消防次長	1			
合計		62	100%		62	62	100%	

3 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳（左記の職務）		職制上の段階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	1 一般技能職員の職務	2	18.2%	調理手	1	2	18.2%	—
	2 一般の労務職員の職務			土木工手	1			
2級	1 技能又は経験を有する技能職員の職務	0	0.0%	—	0	0	0.0%	—
	2 技能又は経験を有する労務職員の職務			—	0			
3級	1 相当の技能又は経験を有する技能職員の職務	0	0.0%	—	0	0	0.0%	—
	2 相当の技能又は経験を有する労務職員の職務			—	0			
4級	1 高度の技能又は経験を有する技能職員の職務	9	81.8%	調理手	4	9	81.8%	—
	2 高度の技能又は経験を有する労務職員の職務			事務補	2			
	作業管理員			3				
5級	1 極めて高度の技能又は経験を有する技能職員の職務	0	0.0%	—	0	0	0.0%	—
	2 極めて高度の技能又は経験を有する労務職員の職務			—	0			
合計		11	100%		11	11	100%	

※ 等級別、職制上の段階ごとに給料が決定されていない職員（特別職、臨時職員等）を除きます。割合は小数点第2位を四捨五入。